

使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について

1 受益者負担率の基準

市は、公共施設の利用や役務の提供など行政サービスの対価として、様々な使用料及び手数料を徴収しています。

これらの使用料及び手数料については、受益者の範囲や利用の必需・任意性など受益の性質がそれぞれ異なることから、過去の使用料等審議会において、サービスごとに次のとおり受益者負担率^{*}の基準を定めています。

※行政サービスの提供に要するコストのうち、受益者が使用（手数）料により負担する割合

(1) 使用料

使用料は、受益者の範囲を「広範囲の受益者」と「特定の受益者」に、施設利用等から生じる受益の性質を「基本的な受益」「必需的な受益」「選択的な受益」に分類することにより、行政サービスを5つに区分し、受益者負担率の基準を定めています。

(2) 手数料

手数料は、特定の申請等に基づく個々の行政サービスの対価として徴収するものであり、申請等を行った特定の受益者のみが利益を受けることから、すべてのコストを手数料で賄うことができるよう、受益者負担率の基準は原則100%と定めています。ただし、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料については、施設の運営費を賄う料金であるため、その性質上、使用料と同様の区分により受益者負担率の基準を定めています。

[受益者負担率の基準一覧]

区 分		受益者 負担率	サービスの種類	
受益者の 範囲	受益の 性質		使用料	手数料
広範囲の 受益者	基本的な 受益	0%	小中学校，市民センター，図書館など	
	必需的な 受益	25%	斎場（火葬場），幼稚園	
	選択的な 受益	50%	芸術館塔，入浴施設（老人福祉センター・園芸指導センター），植物公園，ふるさと農場，幼稚園預かり保育，体育施設，少年自然の家	
特定の 受益者	必需的な 受益	75%	斎場（式場），市営住宅污水处理場	し尿処理， 浄化槽汚泥処理
	選択的な 受益	100%	自転車駐車場，墓地公園，駐車場，市営住宅駐車場，公設地方卸売市場	一般的な手数料

2 受益者負担率の算定方法

(1) 使用料

使用料の受益者負担率は、施設ごとに、年間の使用料収入を各施設の年間の運営コストで除して算定します。

[受益者負担率の算定方法]

$$\text{受益者負担率} = \frac{\text{年間の使用料収入}}{\text{年間の施設運営コスト}}$$

このとき、施設運営コストとしては、経常的な施設運営経費や施設修繕料のほか、施設運営に携わる職員等の人件費を計上します。

ただし、公設地方卸売市場や市営駐車場（赤塚駅北口駐車場）など、特別会計を設置して経理する施設については、独立採算の原則に基づき、会計全体を一つの行政サービスとして捉え、受益者負担率を算定することとします。

この際、運営コストに市債償還費である公債費を加える一方で、国の繰出基準に基づき、一般会計が負担する経費については、コストから控除します。

[施設運営コストの算出方法]

①運営経費

経常的な施設運営費の平成 27 年度決算額を計上する。

行事やイベントなど、施設の維持管理業務に含まれない経費は除外する。

使用料に係る運営経費が全体経費の一部のときは、面積や業務量等により按分して算出する。

②施設修繕料

年度による変動が大きいことから、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間平均の決算額を計上する。

経常的な維持補修費を計上するものであり、臨時的な大規模修繕費や建設事業費、災害復旧費は除外する。

③人件費

職員の人件費は、職員配置による年度間の変動が大きいことから、平成 27 年度の配置職員数に、平均給与費（事務職員 8,300 千円、技能労務職員 7,900 千円）を乗じて算出した額を計上する。

嘱託員報酬、臨時職員賃金等は、平成 27 年度決算額を計上する。

職員等が他の業務にも従事している場合は、業務量等により按分して算出する。

④公債費（特別会計のみ）

公債費の償還元金・利子の平成 27 年度決算額を計上する。

⑤繰出基準額（特別会計のみ）

国の繰出基準に基づき、一般会計が負担する経費は、コストから控除する。

(2) 手数料

手数料の受益者負担率は、手数料が行政サービス1件ごとに徴収されることから、単価を1件当たりの事務処理コストで除して算定します。

ただし、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料は、施設の運営を賄うものであるため、使用料と同様に算定することとします。

[受益者負担率の算定方法]

$\text{受益者負担率} = \frac{\text{手数料1件の単価}}{\text{1件当たりの事務処理コスト}}$
--

[事務処理コストの算出方法]

①事務経費 平成27年度決算を基に、1件当たりの経費を計上する。 (用紙の印刷費、システム機器のリース料、現地確認の燃料費など)
②人件費 職員人件費、嘱託員報酬等、臨時職員賃金等の1分当たりの単価に、1件当たりの平均的な所要時間(分)を乗じて計上する。

3 検討方法

(1) 検討対象の選定

平成27年度決算を基に算出した実際の受益者負担率と基準の負担率を比較し、乖離が大きいものや、担当課において新規の徴収を考えている使用料・手数料を検討対象として選定します。

また、設置目的に合った利用では、基本的に使用料を徴収しないものの、目的外利用をした場合など一部の利用のみ使用料を徴収する施設については、施設の受益者負担率が算定できないことから、具体的な額を参考に検討対象を選定することとします。

なお、次の使用料・手数料については、審議会の検討対象から除外します。

- ・法令等により標準的な額が定められており、市の裁量の余地がないもの
- ・建築基準法に基づく特定行政庁又は施行時特例市として、県と統一的な料金設定を行っているもの(建築確認・開発行為許可申請関係手数料、計量検査手数料)
- ・ごみ手数料や水道使用料など、他審議会で見直しを検討するもの
- ・市有地使用料、道路占用料など、行政コストが生じないもの
- ・施設の改修などにより、料金の徴収を停止しているもの

(2) 検討の手法

検討対象の使用料・手数料を徴収している担当課から、コストに対する考え方や他市の状況などについてヒアリングを行い、受益者負担の適正化に向けた対応策について検討を進めます。